平成２１年（フ）第１１２号
岩手県花巻市上小舟渡295番地42
債務者　鈴木ルリ子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第２３９号
福島県郡山市堤下町10番12号　ロイヤル堤下402号
債務者　長尾　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
長野県松本市庄内１丁目５番26号　ディアス・モンソレーユ101号
債務者　太田寿美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５４２号
岐阜県各務原市那加石山町２丁目41番地　プリンセス石山302号
債務者　高橋　和美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５７９号
岐阜市岩井３丁目15番11号
債務者　柳瀬　零子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５９２号
岐阜県関市月見町５番地
債務者　三沢　和子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５９９号
岐阜県各務原市鵜沼小伊木町１丁目173番地２　セジュールＫＩＧ203
債務者　伊藤　祐二
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６００号
岐阜県各務原市鵜沼小伊木町１丁目173番地２　セジュールＫＩＧ203
債務者　伊藤真理子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６１０号
岐阜市水海道２丁目２番15号
債務者　横関　敏夫
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５７３号
兵庫県尼崎市道意町６丁目７番地の２トーカンマンション武庫川東605号
債務者　加藤　知美（旧姓杉）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―1205号
債務者　松本真由美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６７号
兵庫県西宮市上大市２丁目13番３号エスポワール201号
債務者　塚本　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３８号
兵庫県尼崎市大庄中通４丁目37番地　センティアム202号、前住所地兵庫県尼崎市菜切山町53番地の２
債務者　坂田　光秀
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４０４号
徳島市津田町２丁目８番29―５号
債務者　山口　一夫
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４１号
愛媛県南宇和郡愛南町中泊758番地
債務者　吉田　一美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第７６０号
高知市中宝永町９番20―704号　ライオンズマンション高知中宝永町
債務者　中島　博美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
高知地方裁判所破産係